



## 宇治市・那覇市災害時相互応援協定書

宇治市と那覇市（以下「協定市」という。）は、いずれかの市域において災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害が発生し、災害を受けた市（以下「被災市」という。）が十分な応急対策を実施できない場合に、当該被災市の応急対策および復旧活動が迅速かつ円滑に遂行されるよう協定市が相互に応援し、かつ協力することについて、次のとおり協定を締結する。

### （連絡体制）

第1条 協定市は、あらかじめ相互応援のための連絡窓口を定め、災害が発生した場合には、速やかに必要な情報を相互に連絡するものとする。

### （応援の内容）

第2条 応援の内容は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 食料、飲料水及び生活必需品の供給に必要な資機材の提供及びあっせん
- (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材の提供及びあっせん
- (3) 応援及び救助活動に必要な車両、舟艇等の提供及びあっせん
- (4) 救援及び応急措置に必要な職員の派遣
- (5) 被災者の一時収容のための施設の提供
- (6) 被災した児童・生徒の受け入れ
- (7) ボランティアのあっせん
- (8) ホームページの代理掲載など災害時の情報発信協力
- (9) 前各号に掲げるもののほか特に要請がある事項



(応援要請の手続き)

第3条 応援を要請しようとする被災市は、次の事項を明らかにし、電話又は電信により応援を要請するものとする。この場合において、被災市は必要事項を記載した文書を後日、速やかに協定市に送付しなければならない。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条第1号から第3号までに掲げる応援を要請する場合にあつては、物資等の品名、数量等
- (3) 前条第4号に掲げる応援を要請する場合にあつては、職員の職種、人数等
- (4) 応援場所及び応援場所への経路
- (5) 応援の期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

(応援の実施)

第4条 応援を要請された市は、法令その他特別に定めがある場合を除くほか、極力これに応じ応援活動に努めるものとする。

2 激甚な災害が発生し、通信の途絶等により被災市との連絡がとれない場合には、当該被災市外の協定市は、自主的判断により緊急応援活動を行うことができる。

3 前項の応援については、被災市から応援の要請があつたものとみなす。

(応援経費の負担)

第5条 応援に要した経費は、原則として被災市の負担とする。ただし、これによりがたい場合は、被災市と協定市が協議して別に定めるものとする。

2 被災市が負担すべき費用を支弁するいとまがない場合は、応援



した協定市が一時繰替支弁するものとする。

(その他)

第6条 この協定の実施に関し必要な事項は、別に定める。

2 この協定に定めのない事項については、協定市が協議して定めるものとする。

(効力の発生)

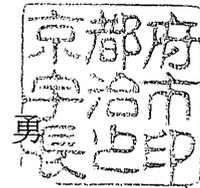
第7条 この協定は、協定を締結した日から効力を発生するものとする。

この協定を証するため、本協定書2通を作成し、各協定市は記名押印のうえ、各1通を保管するものとする。

平成24年 2月 22日

宇治市長

久保田



那覇市長

翁長雄志

